

魚津市告示第64号

魚津市妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月21日

魚津市長 村椿 晃

魚津市妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費  
助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則(平成2年魚津市規則第6号)第21条の規定に基づき、魚津市妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付)

第2条 遠方の分娩取扱施設又は周産期母子医療センターで出産する必要がある妊婦に対して、妊婦本人の居住地に関わらず安心・安全な妊娠・出産ができるよう支援するとともに、妊婦の経済的負担の軽減を図るため、当該分娩取扱施設又は周産期母子医療センターまでの交通費及び宿泊費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる妊婦(以下「対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 出産時及び助成金の申請をした日において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により魚津市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 住所地(里帰りしている場合は、里帰り先の居住地とする。以下同じ。)から最も近い分娩取扱施設(妊婦の受け入れが可能な分娩取扱施設に限る。以下同じ。)までおおむね60分以上の移動時間を要する者又は医学上の理由等により周産期母子医療センターで分娩する必要がある者であって、住所地から最も近い周産期母子医療センター(当該妊婦の受け入れが可能な周産期母子医療センターに限る。以下同じ。)までおおむね60分以上の移動時間を要するもの

(3) 市税等の滞納がない者

2 前項第2号に定める「おおむね60分以上の移動時間を要する」とは、自家用車又は公共交通機関による移動において、地理的条件、気象条件、交通事情その他の事情を勘案して、当該移動手段による標準的な移動時間がおおむね60分以上を要するものとする。

(助成対象費用及び助成額)

第4条 助成の対象とする費用及び助成額は、別表のとおりとする。

(助成の申請)

第5条 助成金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 魚津市妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)

(2) 魚津市妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成金聞き取りシート(様式第2号)。なお、この書類については、申請者の情報や申請を希望する内容等を聞き取り、魚津市職員が作成するものとする。

(3) 申請者が第3条第1項第2号のうち、医学上の理由等により周産期母子医療センターで分娩する必要がある場合は、医師の診断書、診療情報提供書その他の医学的理由等を認めると判断できうる書類の写し

(4) 宿泊費の助成を申請する場合は、宿泊した施設が発行した領収書又は領収書に類する書類の写し

(5) 里帰りしている場合は、里帰り先の居住地の住所を示す公的な書類の写し

(6) 市税等の滞納がない旨を確認する書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、前条に定める交通費及び宿泊費が助成対象となる出産後、60日以内に行うこととする。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、助成金の交付の可否について決定し、魚津市妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、申請書等の虚偽の記載その他不正行為により助成金の交付を受けた者があるときは、その者から交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	助成対象費用	助成額
交通費	<p>出産に際し対象者の住所地から最も近い分娩取扱施設又は周産期母子医療センターまでの移動に要した往復の費用。ただし、宿泊を伴う場合の交通費については、「最も近い分娩取扱施設又は周産期母子医療センター」を「最も近い分娩取扱施設又は周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設」と読み替えることとする。</p>	<p>自家用車又はタクシーで移動した場合には、移動距離1キロメートルにつき37円に0.8を乗じて得た額。公共交通機関を利用して移動した場合には、実費額に0.8を乗じて得た額</p>
宿泊費	<p>対象者が出産までの間、住所地から最も近い分娩取扱施設又は周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設（当該分娩取扱施設又は周産期母子医療センターまで速やかに移動できる距離にある宿泊施設とする。）で宿泊した場合において、出産時の入院までの前泊分として当該宿泊施設での宿泊に要した費用（最大14泊分）</p>	<p>1泊当たりの実費額又は魚津市職員等の旅費に関する条例（昭和32年魚津市条例第22号）の別表における一般職の職員の区分による宿泊料の額のいずれかのうち低い額から、1泊につき2,000円を控除した額</p>

備考 助成額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

様式第1号（第5条関係）

魚津市妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費

助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

魚津市長

宛

〒

申請者 住所

氏名

（電話番号）

魚津市妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

また、魚津市が必要に応じ、申請内容について医療機関等に照会することに同意します。

1 申請額 \_\_\_\_\_ 円 (D) + (F)

2 交通費及び宿泊費の内訳

ア 交通費

移動手段（往路）	(A)	自家用車又はタクシー	公共交通機関
移動手段（復路）	(B)	自家用車又はタクシー	公共交通機関
自己負担額（往復計）	(C)	円 (A) + (B)	
(C) × 0.8	(D)	円	

イ 宿泊費

実費額	円 (E)
実費額又は市が定める上限額のいずれか低い額から1泊につき2,000円を控除した額	円 (F)

3 分娩施設等について

分娩前の住所地	自宅 里帰り先 (住所 _____)
分娩施設	施設名 ( _____ ) 所在地 ( _____ )

4 助成金の振込先（口座は、申請者のものであること。）

金融機関名		支店名	
預金種別	1 普通      2 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第2号（第5条関係）

魚津市妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成金聞き取りシート

対象者の氏名 \_\_\_\_\_

ア 交通費

項目	往路	復路
移動日（往路）	年 月 日	年 月 日
出発場所	自宅 里帰り先	分娩取扱施設 周産期母子医療センター
到着場所	分娩取扱施設 周産期母子医療センター	自宅 里帰り先
総移動時間	時間 分	時間 分
移動手段	自家用車又はタクシー km × 37円 = 円	自家用車又はタクシー km × 37円 = 円
	公共交通機関	公共交通機関
	鉄道 _____ 円	鉄道 _____ 円
	バス _____ 円	バス _____ 円
	その他（ ） _____ 円	その他（ ） _____ 円
交通費	円(A)	円(B)
往路及び復路の合計(A) + (B)		円(C)
助成額(C) × 0.8（百円未満切捨）		円(D)

イ 宿泊費（領収書等の写しを添付）

宿泊日	年 月 日 ~ 年 月 日
申請者が泊まった泊数（上限14泊）	泊
実費額	円(E)
市が定める上限額	円
いずれか低い額	円
控除額（泊数 × 2,000円）	円
助成額（いずれか低い額 控除額）	円(F)

ウ 助成対象者である確認

住所地から最も近い分娩取扱施設までおおむね60分以上移動時間  
医学的な理由等により周産期母子医療センターで分娩する必要がある  
（医師の診断書、診療情報提供書等の写しを添付）

エ 分娩前の居住地が里帰り先の場合

里帰り先の居住地の住所を示す公的な書類（写しを添付）

オ その他 市税等の滞納がないかを確認する書類

聞き取りシート作成の市担当者職氏名： \_\_\_\_\_

様式第3号（第6条関係）

魚津市指令 第 号

住所  
氏名

魚津市妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費  
助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成金について、魚津市妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付の可否

交付します。

交付しません。

（交付しない理由）

2 交付決定額

金 円

3 助成金の交付条件

申請書等の虚偽の記載その他不正行為により助成金の交付を受けた場合は、交付した助成金の全部または一部を返還することとする。